

## ○別杵速見地域広域市町村圏事務組合葬斎場の設置及び管理に関する条例施行規則

(昭和53年4月1日)  
(規則第2号)

改正	昭和60年4月1日	規則第1号	平成26年3月10日	規則第2号
	平成元年3月28日	規則第4号	平成27年3月2日	規則第1号
	平成3年8月22日	規則第1号	平成29年12月21日	規則第2号
	平成15年5月26日	規則第1号		

(目的)

第1条 この規則は、別杵速見地域広域市町村圏事務組合葬斎場の設置及び管理に関する条例（昭和53年別杵速見地域広域市町村圏事務組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用申請及び許可)

第2条 条例第5条の規定により葬斎場を使用しようとする者は、死体埋火葬許可兼使用許可申請書（第1号様式）又は死胎、汚物等埋火葬許可兼使用許可申請書（第2号様式）により申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、死体埋火葬許可兼使用許可証（第3号様式）又は死胎、汚物等埋火葬許可兼使用許可証（第4号様式）により許可する。

3 前項の許可を受けた者が葬斎場を使用する場合は、使用する日の午前8時30分から午後5時までに遺体等を搬入するものとする。

4 前2項の許可証は、葬斎場の使用前に当該葬斎場長（以下「場長」という。）に提示しなければならない。

(使用予定簿)

第3条 管理者は、前条の申請以前に口頭又は電話により葬斎場使用の申出があったとき及び使用を許可したときは、直ちに場長に通知しなければならない。

2 場長は、前項の規定による通知を受けたときは、葬斎場使用予定簿に記帳しなければならない。

(使用料の返還)

第4条 条例第8条ただし書の規定により使用料を返還することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合は、全額を返還する。
- (2) その他管理者が特別の理由があると認めた場合は、管理者が必要と認めた額を返還する。

2 使用者は、前項の規定により使用料の返還を受けようとするときは、別杵速見地域広域市町村圏事務組合葬斎場使用料返還申請書（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第5条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（第6号様式）を提出しなければならない。

2 管理者が使用料の減免をすることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項に規定する住民（以下「住民」という。）で生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けているもの
- (2) 地震、風水害、火災その他これに類する災害により死亡した者
- (3) 行旅死亡人
- (4) 前3号に準ずると認められる特別の事情により死亡した住民

（施設の保全）

第6条 場長は常に施設の安全及び清潔保持に努め、異状を認めたときは、適切な措置を講じ、速やかに上司にその旨を報告しなければならない。

（執務心得）

第7条 ひつぎ、遺骨等は丁寧に扱うとともに使用者及び一般会葬者に対して礼を失することのないよう心掛けなければならない。

（使用前の注意）

第8条 場長は、その使用者が所定の手続を終え、かつ、24時間（妊娠7か月未満の死胎又は一類感染症、二類感染症、三類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある死体を除く。）経過していることを確認した後でなければ葬斎場を使用させてはならない。

（業務報告）

第9条 場長は、その月の業務日報を業務月報により翌月5日までに事務局長に報告

(別枠速見地域広域市町村圏事務組合葬斎場の設置及び管理に関する条例施行規則)

しなければならない。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日規則第1号）

この規則は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則（平成元年3月28日規則第4号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年8月22日規則第1号）

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成15年5月26日規則第1号）

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月10日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月2日規則第1号）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成29年12月21日規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

〔別枠速広三四〕

九五九（九六〇）





第3号様式 (第2条関係)

- 12歳以上
- 12歳未満
- 生後1か月未満
- 改葬

死体埋火葬許可兼使用許可証

(第 号)

年 月 日		
申請者 住所 氏名 様 (死亡者との続柄 ) 次のとおり許可する。		
1 死 亡 者	(1) 本籍地	
	(2) 住所	
	(3) 性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	(4) 氏名	
	(5) 生年月日	年 月 日
	(6) 死因	<input type="checkbox"/> 感染症 <input type="checkbox"/> その他
	(7) 死亡年月日	年 月 日 午前・午後 時 分
	(8) 死亡の場所	
	(9) 区分	<input type="checkbox"/> 12歳以上 <input type="checkbox"/> 12歳未満 <input type="checkbox"/> 生後1か月未満 <input type="checkbox"/> 改葬
2	埋火葬の場所	<input type="checkbox"/> 秋草葬斎場 <input type="checkbox"/> その他
3	使用区分及び 日 時	<input type="checkbox"/> 火葬室 月 日 <input type="checkbox"/> 11時 <input type="checkbox"/> 13時 <input type="checkbox"/> 15時
		<input type="checkbox"/> 安置室 月 日 午前後 時から 日 午前後 時まで
		<input type="checkbox"/> 告別室 月 日 午前後 時から 日 午前後 時まで
4	その他	

〔別枠速広三三〕

九六三

第4号様式 (第2条関係)

- 死胎  
 汚物等

死胎、汚物等埋火葬許可兼使用許可証

(第 号)

年 月 日	
申請者 住所 氏名 様	
次のとおり許可する。	
1 死 胎	(1) 父母の本籍地
	(2) 父母の住所
	(3) 父母の氏名 父 母
	(4) 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不詳
	(5) 妊娠月数 月
	(6) 分べん年月日 年 月 日 午前 午後 時 分
	(7) 分べん場所
2 手術肢体及び胎衣汚物 個数	個
3 埋火葬の場所	<input type="checkbox"/> 秋草葬斎場 <input type="checkbox"/> その他
4 使用日時	<input type="checkbox"/> 火葬室 月 日 <input type="checkbox"/> 11時 <input type="checkbox"/> 13時 <input type="checkbox"/> 15時
5 その他	

〔別杵速見三二〕

九六四

第5号様式 (第4条関係)

別杵速見地域広域市町村圏事務組合葬斎場使用料返還申請書

(第 号)

年 月 日				
あて				
住所				
申請者 氏名 <span style="float: right;">(印)</span>				
続柄 電話				
次のとおり申請します。				
使 用 許 可 年 月 日	年 月 日			
使用を取りやめた施設の名称				
使用を取りやめた理由				
既 納 の 使 用 料 の 額	円			
別杵速見地域広域市町村圏事務組合葬斎場の設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定に基づく返還申請金額	円			
※上記申請により次のとおり許可いたしたい。			摘 要	
担当課長	課長補佐	係 長		係
備 考				

〔別杵速見三二〕

九六五



第6号様式 (第5条関係)

使用料減免申請書

(秋草葬斎場)

年 月 日									
あて  住所 申請者 _____ 氏名 _____ (印) 続柄 _____									
次のとおり申請します。									
1 死亡者	(1) 住 所								
	(2) 死亡の場所								
	(3) 氏名、性別及び生年月日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日	生					
2 申請区分	<input type="checkbox"/> 減 額 <input type="checkbox"/> 免 額								
3 申請理由									
上記申請により次のとおり決定いたしたい。									
決 裁 欄			課長	補佐	係長	係	施 行	.	.
							決 済	.	.
							起 案	.	.
1 決定区分	<input type="checkbox"/> 全額免除する <input type="checkbox"/> 円に減額する <input type="checkbox"/> 減免しない								
2 減免理由									

〔別枠速広三二〕

九六六（九九〇）